

2008年 7月31日

関係各位

早稲田大学

被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対する入学検定料免除、入学金・学費等減免について（お知らせ）

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

早稲田大学では、本学の「災害等の被災学生および生徒等の学費等減免に関する細則」に則り、入学を希望している被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対して、その機会をできる限り保証するため、被災の状況により、入学検定料・入学金の免除、学費等の減免措置を講じることにいたしました。

つきましては、下記1に該当する方で、今回の措置を希望する方は、下記の要領で手続きをおとりくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

以下の災害救助法が適用されている市町村で被災された方で、早稲田大学学部・大学院の2008年度9月入学試験、および2009年度入学試験志願者。ただし、2009年度学部一般入試・センター利用入試志願者は除きます。（2009年度一般入試・センター利用入試志願者へは後日別途お知らせいたします。）

【2008年7月31日現在の災害救助法適用地域】

2008年6月14日からの岩手・宮城内陸地震による被害地域
岩手県：一関市、奥州市、北上市、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町
宮城県：栗原市、大崎市
2008年7月28日の大雨による被害地域
富山県：南砺市
石川県：金沢市

2. 被災の程度による学費等の減免基準

基本的な措置は次のとおりです。

本措置は「家宅等の被災状況」と「被災による収入の変化の状況」により決まります。

収入状況 家宅等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除
半壊	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 半期分の学費等免除
一部損壊	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 半期分の学費等免除	（免除措置なし）
被害なし	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 半期分の学費等免除	（免除措置なし）

水害による床上浸水は「一部損壊」と見做します。

3. 申請方法

以下の必要書類を揃えて、下記宛先まで郵送してください。

【必要書類】

「2009年度早稲田大学入学試験検定料免除申請書」（様式）

本大学所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください。被害状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

「罹災証明書」

倒壊や水害による浸水については被災地の市区町村役場、焼失については被災地の消防署が発行します。

「所得に関する証明書」

被災の前後の収入状況が分かる書類（給与明細等）を提出してください。

「戸籍抄本」

家計支持者が被災により死亡した場合のみ必要です。その旨記載されたものを提出してください。

「診断書」

家計支持者が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

【申請書送付先】

〒169-8050 早稲田大学入学センター 入学検定料係

4. 申請期限および審査結果通知

申請書送付期限： 2008年8月29日（金）（消印有効）

申請書類に基づき審査を行い、その結果を9月8日（月）に文書で送付しますので、審査結果を確認してから出願してください。

8月31日以降でも可能な限り申請を受け付けますので、申請の可能性がある場合は、申請に必要な書類を用意しておいてください。

既に出願・受験をされていて検定料を支払済みの方には、検定料を返還いたします。

5. その他

- ・ 入学試験合格者に対しては、入学金および学費等の減免申請方法を別途お知らせします。
- ・ この学費等の減免措置は、当該年度のみ適用します。

6. 本件に関する問合せ先

早稲田大学入学センター 電話：03-3203-4331

以上